

# 農業集落排水事業特別会計予算

## 平成31年度棚倉町農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度棚倉町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年3月7日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		900
	1 分 担 金	900
2 使 用 料 及 び 手 数 料		12,725
	1 使 用 料	12,725
3 繰 入 金		45,780
	1 一 般 会 計 繰 入 金	45,780
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
6 町 債		16,600
	1 町 債	16,600
歳 入 合 計		76,009

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水費		29,164
	1 農業集落排水費	29,164
2 公債費		46,845
	1 公債費	46,845
歳出	合計	76,009

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業 資本費平準化債	千円 16,600	証書借入	5%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる場合におい ては、利率の見直し を行った後の利率）	20年以内。ただし、町財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
計	千円 16,600			